

島根県社会福祉法人監事研修資料 2

○ 最近の他県での不祥事案を基に内容を検証します。本県で同様な事例が生じないようお願いします。

事例1 元理事長を横領容疑で書類送検 社福法人の多額使途不明金

〇〇会の口座から4回にわたり計1億2100万円を理事会に諮ることなく引き出し、私的に流用した疑い。元理事長は、法人の預金全般を担当していた。

- 理事として不適格(法人の私物化)
- 内部牽制の形骸化(理事会による理事長の監視)
- 職務分担が不適切(預金通帳と印鑑の保管分離)
- 適切な権限の委譲が必要(権限の集中)

事例2 社会福祉法人「△△会」は、創業者一族らに対して不正な利益供与があったとして、前理事長ら元役員11人に総額約1億8400万円の損害賠償を求め、地裁に提訴

前理事長の父や親族らの企業が所有する土地や建物5カ所に、不動産鑑定評価額を最大3・3倍上回る賃料を支払い、約9400万円の不正な利益を与えた。また、親族企業と架空の施設管理や宿直の業務委託契約を結ぶなどして、約5500万円を不正に支出した。

- 法人制度理解不足(寄附と投資の混同)
- 特別の利益供与について法令違反に対する認識不足
- 理事会の形骸化(契約内容に対する議論が不十分)
- 経理規程等の遵守違反(適正な契約手続きが必要)
- 職務分担が不適切(親族支配)

事例3 社会福祉法人「◎◎会」元理事長、報酬1億円不当に受領

理事長としての報酬も勤務実態に即しておらず報酬と実際の勤務状況との差額が6000万円近くあったことも指摘され嘱託医としての報酬と理事長としての報酬、合わせて1億円以上を不当に得ていた。

- 理事として不適格(法人の私物化)
- 理事会、評議員会での報酬基準の十分な議論が必要
- 内部牽制の形骸化

事例4 社会福祉法人の元役員2人が500万円の横領で逮捕

元理事長と元事務局長2人は共謀して勤務先である社会福祉法人の口座から別の会社名義の口座に現金500万円を不正に送金し、着服したとして業務上横領の疑いで逮捕。横領したお金は元理事長が不動産の購入などでできた借金の返済にあてた。

- 適切な経営理念や倫理規定が浸透していない
- 理事の適格性
- 内部牽制の形骸化

事例5 業務上横領容疑で元職員逮捕

容疑者は経理担当職員として勤めていた施設でインターネットバンキングを使って施設の預金口座から自分の口座に25万円を送金し横領した疑い

- 内部牽制の形骸化
- 金額等の入力者と支出承認者を同一人とししない
- ネットバンキング管理規程の遵守

事例6 社福法人で400万円の使途不明金 施設長関与か

施設長による法人クレジットカードの不正使用や使途不明金などが露見し併せて理事会議事録の偽造、改ざんや役員報酬の不適正支給も指摘され、同法人の理事会は施設長職を解任した。

- クレジットカード管理規程の遵守
- 適切な権限の委譲を行う
- 議事録に改ざんができないよう割印
- 議事録の偽造されないよう印鑑は預けない